

# 地方公共団体情報システム標準化基本方針に関する意見

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第5条第4項の規定に基づき、基本方針について、下記の通り意見を申し上げる。

## 記

### 1. 総論

基幹業務システムの統一・標準化への取組については、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期が様々であり、取り巻く課題もそれぞれあることから、都市自治体の意見を丁寧に聴き、実情を十分留意した上で、国として必要な支援を講じること。

また、すべての都市自治体が円滑に移行できるよう、的確なスケジュールのもとに、情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

### 2. 財政措置について

システム移行に係る経費については、デジタル基盤改革支援基金の補助基準額の上限の大幅な超過が見込まれることから、上限額の見直し等確実な支援を行うとともに、独自施策システムや標準化対象外機能等を実現するためのシステム改修費等、今後、新たに必要となる経費についても、実情に応じた額を確実に措置すること。

### 3. 移行スケジュールについて

都市自治体においては、工程表等に基づき計画的に移行を進める必要があることから、国においては、都市自治体の準備に支障が発生しないよう、地域の実情を踏まえ、引き続き迅速な情報提供を行うこと。

また、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すとされているが、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に移行できるよう、都市自治体の推進体制や進捗状況等も踏まえ、必要に応じ見直しの検討を行うなど、柔軟に対応すること。

#### 4. 情報システムの運用経費等の削減目標について

情報システムの運用経費等について、少なくとも3割の削減を目指すと言われているが、自治体の規模等によってはコスト優位性が見込まれないといったことや、物価の高騰等の外的要因による影響も想定されることから、先行事例の実証分析や達成状況の検証等を行った上で、必要に応じ見直しの検討を行うこと。

#### 5. ガバメントクラウドについて

ガバメントクラウドの管理・運用について、適切なクラウド運用の体制を構築し、障害を未然に防止するとともに、冗長化を図り障害発生時に早急に復旧できるよう適切に措置すること。

また、セキュリティ体制の確保に努め、住民サービスへの不利益が生じないよう万全の対策を講じること。

さらに、利用料については、先行事例や既にクラウドで運用している自治体の実証分析等を行った上で、都市自治体の意見を丁寧に聴きながら協議を進めること。

#### 6. 適合性の確認について

標準化基準の適合性の確認について、都市自治体の負担が極力軽減されるよう、国において、各自治体の実情に寄り添った支援や、確認のためのツールの提供を行う等、万全の措置を講じること。

#### 7. 標準化対象外の業務・自治体独自の施策について

標準化対象外の業務や都市自治体が独自で実施する施策について、統一・標準化が施策継続の弊害とならないよう、地域特性を踏まえた対応を可能とするとともに、確実にガバメントクラウドへの構築を可能とすること。

#### 8. デジタル人材の育成・確保について

デジタル人材の育成・確保については、都市自治体においても外部人材の活用や研修、人事交流等、様々な取組を行っているが、国においては、都市自治体の具体的な取組がより一層進むよう、更なる支援措置を講じること。

また、事業者の都市部偏在による地方から都市部への人材の流出・偏在が懸念されることから、デジタル人材の確保が難しい地域が取り残されることのないよう、国として、必要な対策を講じること。

令和4年9月29日

全 国 市 長 会